

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)

— 平成27年4月施行 —

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となる
フロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者(所有者など)は
※
機器を適切に管理する必要があります。

※フロン排出抑制法の対象となるのは業務用のエアコン及び冷凍・冷蔵機器であって冷媒としてフロン類が使用されている機器です。

機器の設置に関する義務

■機器の適切な場所への設置

確認!

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全
※振動源を周囲に設置しない。
点検・修理のために必要な作業空間を確保する、機器周辺の清掃を行う。

機器の使用に関する義務

■機器の点検の実施

点検!

全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、
専門的な定期点検を実施
※義務の履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を
検討ください。

■漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填*の禁止

修理!

フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施
修理しないでフロン類を充填することは原則禁止

*フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ
委託する義務があります。

■点検等の履歴の保存

記録!

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

■フロン類算定漏えい量の算定・報告

算定!
報告!

第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定
一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告

※報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。

※義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。

機器の廃棄等に関する義務

■機器廃棄時などのフロン類回収*の徹底

回収!

不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、
フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担

*フロン類の回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ
委託する義務があります。